

出入国在留管理庁における「適正校」の非選定について

2026年3月28日
立命館アジア太平洋大学
学長 米山 裕

このたびは、留学生の入国手続きに関わる件により、学生の皆さまはじめ、関係者の皆さまにご心配をおかけしておりますことを、大学を代表してお詫び申し上げます。

立命館アジア太平洋大学は、2000年の開学以来26年にわたり、世界から多様な学生を受け入れ、地域に根差してその活性化に貢献しつつ、日本でも有数の国際大学として教育・研究を展開してきました。開学以降、のべ170ヵ国・地域から留学生を受け入れ、日本とこれらの国・地域の架け橋となっている卒業生の数は2万5,000人を超えています。

建学以来、日本社会の国際化と未来創造を牽引することを重要な社会的使命としてきた本学にとって、留学生の受け入れと教育は、存立意義そのものです。APUで育った若い人たちが世界各地で活躍することは、本学の最大の誇りであり、未来への貢献です。

このような使命を持つ大学でありながら、事務処理のミスにより、本学への入学を心待ちにしている新入生や在校生に多大な心配と負担を発生させてしまったことは、学長として痛恨の極みであり、深く反省いたしております。また、留学生を日本へ送り出してくださるご家族、さらにこれまで本学の成長を支えてくださった関係各位の皆様にも多大なるご心配・ご迷惑をお掛けすることになった点についても心より謝罪申し上げます。

本学は、事務執行を含むガバナンス上の問題があったことを真摯に認識し、このようなミスが二度と生じないよう最大の努力を行います。

何より重要なことは、新入生、在校生を含めて、留学生の方々に不利益が生じないように、最大限の対策を講じていくことです。留学生の方々が、安心して学業に取り組める環境を第一に優先して考える姿勢で臨みます。まだ入国できていない新入生の入国に向けた支援を全力で行うとともに、授業開始までに入国できない場合でもオンライン等で授業を受講できる環境を整え、本件による学びへの影響を最小限とすることに努めてまいります。

なお、在留期間の更新等に係わって、留学生の皆さまにとって、これまでよりも大きな費用負担が生じる場合には、財政的な支援も可能な限り行います。これらの詳細については決定し次第、お知らせいたします。

■ 出入国在留管理庁による適正校について

「適正校」とは、在留資格「留学」で外国人留学生を受け入れている教育機関のうち、留学生の在籍管理(出席・成績・在留状況・資格外活動等)が適正に行われ、かつ法定届出書類が提出されていると認められた学校を出入国在留管理庁が指定する制度です。毎年、大学・専門学校・日本語教育機関などを対象に選定されます。

厳正かつ適切な出入国管理を行いつつ、迅速に在留資格認定証明書等の発給を進めるために、「適正校」については、提出必要書類の一部が簡略化される制度です。

「適正校」として選定されるためには、以下の基準を満たす必要があります。

「適正校」の選定基準(概要)

① 問題在籍率

- ・ 前年 1 年間における問題在籍者(不法残留、更新不許可、在留資格取消し等)の割合が 5% 以下(在籍者 19 人以下の場合は 1 人以下)

② 法定届出の適切な履行

- ・ 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 17 に基づく所属機関による届出を適切に実施し、留学生の在留状況に問題がないこと

③ その他の在籍管理

- ・ 出席・学業・資格外活動(アルバイト)の管理等において著しく不適切と認められる事情がないこと

今回、APU が「適正校」として選定されなかった理由は、上記基準の「②法定届出の適切な履行」のうちの留学生数に関するデータの提出を失念していたためです。他の 2 つの基準については、APU は基準を適切に満たしており、留学生の在籍管理に関しては一切問題は生じていません。

以上